

掛川市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり入館料及び使用料の徴収事務を委託した。

令和4年4月1日

掛川市長 久保田 崇

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地  
名称 掛川観光協会大須賀支部  
所在地 掛川市西大淵4334番地
- 2 委託した徴収事務
  - (1) 掛川市清水邸入館料の徴収事務
  - (2) 掛川市清水邸の次に掲げる附属設備等に係る使用料の徴収事務
    - ア 湧水亭和室
    - イ 湧水亭立礼席
    - ウ 庭園
    - エ 茶道具（一式）
- 3 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで